

独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程（令和8年2月9日規程第34号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程</p> <p style="text-align: right;">制定 令和8年2月9日規程第34号 <u>一部改正 令和8年3月31日規程第44号</u></p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>（受検書類及び手数料の納付）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 年次検査を受ける者は、小型自動車にあつては<u>1,500</u>円、小型自動車以外の自動車にあつては<u>1,600</u>円の手数料（消費税相当分を含む。）を機構に納めるものとする。手数料の納付は自動車審査証紙をもってするものとする。</p> <p>第6条 （略）</p> <p><u>附則 [令和8年2月9日規程第34号]</u></p> <p>1 （略）</p> <p><u>附則 [令和8年3月31日規程第44号]</u></p> <p><u>1 この規程は、令和8年4月1日より施行する。</u></p>	<p>独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程</p> <p style="text-align: right;">制定 令和8年2月9日規程第34号</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>（受検書類及び手数料の納付）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 年次検査を受ける者は、小型自動車にあつては<u>1,300</u>円、小型自動車以外の自動車にあつては<u>1,400</u>円の手数料（消費税相当分を含む。）を機構に納めるものとする。手数料の納付は自動車審査証紙をもってするものとする。</p> <p>第6条 （略）</p> <p><u>附則</u></p> <p>1 （略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>1 (新設)</u></p>

改正案

現 行

様式 1 (年次検査受検申出書)

様式 1 (年次検査受検申出書)

年次検査専用

受検日 年 月 日

独立行政法人自動車技術総合機構 理事長殿

年次検査受検申出書

下記の車両について「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国土交通省令第283号）」に定められた年次検査の受検を申し出ます。

記

【車両情報】

登録番号： \_\_\_\_\_

車台番号： \_\_\_\_\_

【受検者情報】

法人タクシー事業者名： \_\_\_\_\_

法人タクシー事業者住所： \_\_\_\_\_

受検者氏名： \_\_\_\_\_

受検者連絡先： \_\_\_\_\_

予約確認欄

年次検査手数料用審査証紙貼付箇所 **普通車1,600円、小型車1,500円**

年次検査専用

受検日 年 月 日

独立行政法人自動車技術総合機構 理事長殿

年次検査受検申出書

下記の車両について「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国土交通省令第283号）」に定められた年次検査の受検を申し出ます。

記

【車両情報】

登録番号： \_\_\_\_\_

車台番号： \_\_\_\_\_

【受検者情報】

法人タクシー事業者名： \_\_\_\_\_

法人タクシー事業者住所： \_\_\_\_\_

受検者氏名： \_\_\_\_\_

受検者連絡先： \_\_\_\_\_

予約確認欄

年次検査手数料用審査証紙貼付箇所